

議 第 9 号

竜巻等被害からの再建に関する意見書

上記議案を別紙のとおり茨城県議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成24年6月15日

茨城県議会議長 磯崎 久喜雄 殿

提出者 茨城県議会議員 海野 透

同 桜井 富夫

同 葉梨 衛

同 西條 昌良

同 田山 東湖

同 藤島 正孝

同 白田 信夫

竜巻等被害からの再建に関する意見書（案）

さる5月6日の竜巻等により、本県においては中学生が死亡し、42名が負傷したほか、住宅等1,300棟を超える甚大な被害が発生しました。

特に経済産業省の「新・がんばる商店街77選」にも選出されているつくば市の北条商店街では、90店舗のうち61棟が被害を受けており、また、農作物や農業施設の被害額は5億1千万円を超えるものと推計されるなど、極めて深刻な被災状況にあります。

さらに、昨年の東日本大震災や福島原発事故による影響が未だに大きく残る中で今回の災害が発生したことから、また緒についたばかりの震災からの復興とあわせ、県民は多くの困難に直面しております。

このようなことから、被災地として依然厳しい本県の状況を十分にご理解頂き、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望します。

記

- 1 被災者生活再建支援法の対象となる自然災害の適用基準を拡大するとともに、竜巻災害については、屋根の滅失などにより居住できなくなるといった被害の特殊性を考慮し、住家の被害認定基準の柔軟な運用を図ることにより支援法の対象とする等、制度の見直しを進めること。
- 2 竜巻等により被災市町村の処理能力を超える膨大な量の災害廃棄物が発生していることから、災害廃棄物の処理が迅速に進むよう、被災市町村を支援すること。
- 3 被災市町村においては、東日本大震災に続いて竜巻等による二重の苦難を被っていることから、被災市町村の財政負担の軽減を図るため、災害廃棄物の処理に要する費用の全額を国が負担するなど東日本大震災に係る特例措置並の財政支援措置を講じること。
- 4 被害を受けた中小企業や商店街の復旧・復興は長期化することが予想されるため、資金の調達など支援策を講じること。
- 5 被災した中小企業、商店街の復旧・復興に向けた新たな助成制度を創設するなど支援策を講じること。
- 6 降雹・竜巻・突風・集中豪雨による農業被害の救済を行うこと。
特に、パイプハウス等農業用施設の被害が甚大であり、経営の維持が困難で

あることから、農業用ハウス等の再建・修繕への助成について、補助率を1／2とするなど、更なる支援の充実を図ること。

また、竜巻により農地にガラス片等、危険性のあるがれきが飛散し、営農上支障が生じている農地の復旧については、人的な負担の分も含め、十分な財政的支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年 月 日

茨城県議会議長 磯崎 久喜雄

(提出先)

内閣総理大臣